

信託で円滑な事業承継を実現するために 司法書士ができること

司法書士 ^{いずみ} 泉 ^{やすお} 康生

事例の概要

【お客様プロフィール】

会社名：株式会社A・S（仮称。以下、「A社」という）
 設立年月日：昭和52（1977）年
 資本金：10,000,000円
 創業者：M
 代表者：代表取締役 H
 本店所在地：和歌山市
 営業種目：主に建築関係

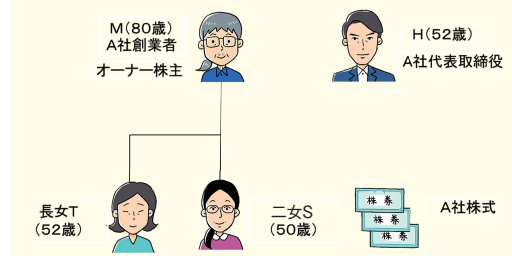
【紹介者】

某銀行の営業担当者

【登場人物】

会社名：A社
 創業者：M
 Mの二女：S（株式承継予定者）
 Mの長女：T
 代表者：H
 家族信託組成担当司法書士：泉康生
 【A社の株主構成】（発行済株式総数：2万株）
 M：2万株（保有割合100%）

【関係図】



1 お客様との出会い

お客様との出会いは、5年ほど前に会社登記の依頼で某銀行の営業担当者から紹介してもらったことがきっかけです。その会社登記の打合せの際に、私自身の専門分野が「会社登記」「事業承継」「相続・認知症対策」「不動産登記」であるということを知っていただき、会社登記を終えた後も、「今度、不動産売却するのでその手続きをお願いしたい」と、不動産登記の依頼を受けました。また、「もし、自分が死んでしまったら会社はどうなるのか?」という相談を受け、相続・認知症対策の手法の一つである家族信託と遺言公正証書の作成を提案し、こちらの依頼も受けました。

2 現状把握

- ・Mには、配偶者はおらず、子どもは長女Tと二女Sの2人ですが、TとSは今まで会ったことがありません。SはMに女手一つで育てられました。
- ・MはA社の株式を100%保有するオーナー株主であるものの、現役はすでに引退しており、A社の社員であったHを代表取締役を選任して経営を任せ、Mは毎年、A社から剰余金の配当を受け取っています。
- ・Mは、将来的には、A社の株式を現在の代表者であるHに譲渡することも視野には入っていますが、毎年、剰余金の配当を受け取ることを楽しみにしていることもあり、株式の譲渡のタイミングについては、まだ具体的には決めていない状況です。
- ・最近、Mの体調は優れず、物忘れも多くなってきているため、将来、もしものことがあったらA社はどうなるのか、とMもSもHもなんとなく不安を感じていました。
- ・Mは認知症対策・寝たきり対策は特に何もしていません。

3 想定される何もしないリスク

Mが死んでしまったら、Mの法律上の相続人は長女Tと二女Sの2名ですので、Mが有するA社株式を含む財産につき、2名で遺産分割協議を行う必要があります。しかし、TとSは面識がないので、遺産分割協議がまとまらない可能性も高く、その場合、A社株式を円滑に承継することができず、会社経営に大きな支障

をきたすこととなります。当然ながら、A社株式以外の預貯金や不動産についても、円滑に承継させることができなくなります。

最近、物忘れが多いMですが、将来、認知症を患うなどして、判断能力が低下してしまった場合も、A社の株式につき、議決権を適正に行使することができず、会社経営に大きな支障をきたすこととなります。

4 依頼者Mの希望

- ・自分が死んだときは、すべての財産を、世話をしてくれたSに承継させたい。また、そのときに、Sに余計な負担をかけたくない。
- ・自分が認知症を患ってしまったときのA社株式を含めた財産管理についても、すべてをSに任せたい。ただ、自分が元気なうちは、A社に対する決定権は自分が持つておきたいし、今後も、会社経営が順調な間は、毎年配当金を受け取りたい。

5 本案件の提案・実行内容、その他検討事項

(1) 有価証券管理等信託設定契約書の作成

本案件では、A社のオーナー株主であるMの株式につき、将来、Mが亡くなった場合でも、認知症を患ってしまった場合でも、A社の経営が滞らないように、また、円滑に株式の承継が行えるようにするために、以下の提案をしました。

[信託契約概要]

委託者：M

受託者：S

後継受託者：Sの娘

信託財産：① A社株式20,000株

② 現金5,000万円

受益者：M（委託者）

議決権行使指図人：M

信託終了事由：

- ① 委託者が死亡したとき
- ② 受託者および受益者が合意したとき
- ③ 信託財産が消滅したとき

帰属権利者：S（予備的にSの娘）

（ただし、受託者および受益者の合意によって信託が終了する場合は、信託終了時の受益者）

（2）遺言公正証書の作成

本案件では、A社株式以外のすべての財産についても、Mが亡くなった場合はSに承継させたいという希望があったので、同時に遺言公正証書の作成も行いました。

（3）その他検討事項

- ① Mは、複数不動産を保有していたため、認知症対策も兼ねて当該不動産につき別途信託契約を締結すべきか検討を行いました。当該不動産については、Mの存命中は売却等を行う可能性はないとのことで、遺言公正証書で対応することにしました。
- ② Mの「すべての財産をSに承継させたい」という希望はありましたが、Tの遺留分については回避する方法がないため、その説明を行い、将来的にT

が遺留分を主張してきた際には、改正民法どおりに遺留分相当額の金銭を支払うことで理解してもらいました。

- ③ 本案件において、A社株式につき信託契約を締結するにあたり、A社の株主総会（取締役会非設置会社）の承認が必要であるため、現代表取締役のHやA社顧問税理士に対し、具体的な手続内容を事前に説明しました。
- ④ Mの財産管理につき、別途、Sとの間で任意後見契約を締結すべきか検討を行いました。Sとの協議の結果、任意後見契約の締結のメリットとデメリット（任意後見監督人への定期的な報告義務の煩わしさなど）を比較したうえで、本案件については任意後見契約の締結を見送りました。

6 事業承継や相続・認知症対策のチャンスをつかむために日々心がけていること

（1）相手を深く知り、自分を深く知ってもらう

私は、司法書士として会社経営者と話をする際、通常会社登記の話以外に、プラスαで何か役に立てることがないかを探るべく、様々な質問をするようにしています。そうすると、多くのお客様が反対に私にも興味を持ってくれます。

私は自己紹介を行う際には、自分の専門分野が、「会社登記」「事業承継」「相続・認知症対策」「不動産登記」であるということ、中でも「事業承継」「相続・認知症対策」の提案と実行については自信があるということを必ず伝えます。

多くの会社経営者は悩んでいます。そ

して、誰に相談したらよいかわからないといったこともよく聞きます。そんな時、そういえば前に会社の登記を依頼したあの司法書士は「事業承継・相続・認知症対策が得意」と言っていたなと思い出してもらうために、「相手を深く知り、自分も深く知ってもらう」ということを、日々心がけています。

(2) お客様は常にドラマの主人公と心得よ～企業の数だけ事業承継があり、ドラマがある

私は会社登記が大好きです。

例えば、会社登記の中でも最も件数が多いであろう役員変更登記。この役員変更登記に焦点を当ててもみても、実はとてもおもしろいのです。役員変更登記は、取締役や監査役等の会社役員の辞任や、任期満了、死亡、解任、増員など、様々な原因があります。いずれの原因であったとしても、役員に変更があった場合は、その旨の変更登記手続が必要になります。

会社登記が大好きな1番の理由は、そこにドラマがあるからです。企業の数だけ、そこにドラマがあるのです。例えば、「会社代表者が死んでしまったから、後任者として長男を代表者に選任して欲しい」という依頼があれば、私は次のようなことを考えます。

- ・亡くなった社長は、どんな方だったのだろうか。
- ・社長から長男への経営の引継ぎは少しずつでも進んでいたのだろうか。
- ・長男は代表者にふさわしいのか。(大きなお世話ですが……考えるのは自由です)

- ・長男以外に子どもはいないのだろうか。もし、ほかに子どもがいた場合に、次期代表者について兄弟間で話し合いが行われているのだろうか。
- ・亡くなった社長は、会社の株式を持っていなかったのだろうか。持っていた場合、その株式は誰が相続するのか。遺言はあったのだろうか。遺言がなかったとしたら、相続人間で遺産分割協議は調うのだろうか。
- ・目の前の依頼者は今何に不安や不満を抱えているのか。何を思うのか。
- ・司法書士だからということで、役員変更登記の依頼を受けたが、ほかに役に立てることはないだろうか。

など、聞きたいことが泉のように湧いてきます。

そして、私は会話の中で、空気を読みながらも、上記の項目を遠慮なく聞きます。単純に「現代表者が死亡により退任されたので、後任者を選任されたのですね。それでしたら、死亡届と後任者を選任した株主総会議事録と就任承諾書と印鑑届出書と新役員の印鑑証明書と定款が必要です。」だけではありません。質問をすることで、見えていなかった事実がたくさん見えてきて、もしかしたら、役員変更登記以外にも、何か役に立てることがあるかもしれない。仮に、ほかに役に立てることがなかったとしても、お客様との信頼関係を構築するためにも、表面上のかかわりだけではなく、1つの案件を通じて、様々な質問をすることは大切だと考えます。

7 まとめ

中小企業の事業承継や、相続・認知症対策にかかわる専門家として、司法書士として何ができるのか、司法書士の枠を超えてどこまでサポートできるのかを考えたときに最も大切なことは、「事前の対策だ」と日々痛感します。

事業承継対策や、相続・認知症対策は、やらないよりは、やったほうが断然いい。それらの対策には当然いくらかの費用が発生します。対策をする場合に今必要になる費用と、何の対策もしない場合に後で必要になる費用と、どちらが高い

のか、という視点で対策をやる・やらないを決める方も中にはいます。でも、何よりも、今、現実と向き合うことで、将来考えられるリスクが顕在化し、そのリスクに怯えて生きていくより、「自分に何があっても、家族や会社に何の心配もない。今できることはすべて実行した。あとは、日々をより楽しく生きていくだけだ。」と安心して生きていくことは、お金の代え難い価値があると考えます。

事業承継対策、相続・認知症対策の専門家としては、後者のように思う人を世の中に1人でも多く増やしていきたいと強く思います。



いずみ やすお
泉 康生

司法書士法人entrust 代表社員。司法書士、家族信託専門士（家族信託普及協会認定）。

平成21（2009）年に独立し、大阪市北区に泉司法書士事務所を開設。

司法書士業務の中でも、「相続」「遺言」「成年後見」「家族信託」「会社関係」の分野に力を入れているため、会社経営者からは、登記以外の相続・事業承継の相談も非常に多い。

そのため、「家族信託」においては、不動産の信託だけではなく、事業承継の自社株信託にも力を入れており、実績もある。

また、令和元（2019）年9月に法人化し、司法書士法人entrustを設立し、兵庫県芦屋市に芦屋オフィスを新たに開設し、同オフィスにおいても、相続対策や認知症対策に力を入れている。